

福生ふれあいフェスティバル開催!



「心も身体も笑顔で元気 みんなで築く健康のまち福生」を目指す「第 28 回ふっさ健康まつり」、市内の産業の生産向上と経済振興を目的とした「第 27 回産業祭」、市民の文化活動の発表の場である「第 47 回市民文化祭」を合同で行う「福生ふれあいフェスティバル」が、今年も開催されます。

【日時】10月29日(日)午前10時～午後4時(小雨決行)
【場所】市営福生野球場(市民文化祭の会場は市民会館・公民館、さくら会館、茶室福庵) ※詳細は広報ふっさ10月15日号をご覧ください。

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

献血にご協力をお願いします
赤十字血液センターによる献血を実施します。ご協力をお願いします。
【日時】10月3日(火)午前10時～午後0時45分、午後2時～3時45分
【場所】市役所栄通り側広場
【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

今年健康診査の受診はお済みですか?
終了が迫っていますので、お早めに受診してください。
【実施期間】10月31日(火)
【対象】市内在住の35歳以上の方(年齢は平成29年4月1日現在)
【受診方法】健康保険証を持参し、直接医療機関で受診してください。
※国民健康保険に加入して保健センターへ。
【定員】先着220人
【申込み】受付中。電話で保健センターへ。

②特定健康診査
【対象】国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方
③後期高齢者健康診査
【対象】後期高齢者医療制度に加入している方
④無保険者健康診査
【対象】40歳以上で健康保険に加入できない方
②・③共通
特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設に入居している方は制度上、対象外となります。
②・④共通
対象者にはすでに受診券等を送付済みです。受診券がない方はご連絡ください。
【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

心の相談
対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気になるにつれて、精神科医が相談に応じます。
【日時】10月27日(金)午後1時～2時30分
【場所】福祉センター相談室
【対象】心の問題や病気を抱えている市民とその家族など
【定員】先着2人(予約制)
※初めての相談の方に限りです。相談内容は秘密厳守。
【申込み】10月3日(火)から社会福祉協議会・成年後見センター福生 ☎ 552・5027へ。

障害者を虐待から守りましょう
障害者が家族、施設職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないで、「福生市障害者虐待防止センター」に通報してください。
虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。
地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながります。 ※通報者の情報は守られます。
【問合せ】福生市障害者虐待防止センター(障害福祉課内) ☎ 551・1511

介護予防講演会～最近分かったお口と体の健康との関係
お口と体の健康には深いつながりがあります。今まであまり知られていなかったお口の健康について、専門の先生が分かりやすくお話しします。
【日時】11月11日(土)午後2時～3時30分
【場所】市役所第一棟2階第1・第2会議室
【定員】先着40人
【講師】内倉義宣氏(福生市歯科医師会)
【申込み】電話で10月3日(火)から介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537へ。

障害者手当・心身障害者医療費助成制度の申請をお忘れなく
心身障害者福祉手当、特殊疾病患者福祉手当、心身障害者医療費助成制度等に該当する方は、申請をしてください。
各々の手当や助成制度で要件が異なります。過去に非該当通知、受給資格消滅通知等を受け取られた方でも該当すると思われる場合には、ご相談ください。
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

特殊疾病福祉手当 現況届について
特殊疾病福祉手当を受給されている方は、年に一度現況届と特殊疾病にり患していることを証明できる書類を提出する必要があります。
現況届と案内を送付しますので、期間内にご提出ください。
提出を行わないと手当が受給できなくなりますので、ご注意ください。
【提出期間】10月2日(月)～11月30日(木)
【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

元気な65歳以上の方を募集しています!
介護予防事業として介護サポーター事業を実施しています。この制度は、地域の介護施設等で介護サポーター活動(ボランティア活動)を行うことで参加者の健康を促進し、介護予防を図るものです。
介護サポーター活動にはポイントが付与され、翌年にポイント数に応じて最大5,000円の交付金が受けられます。
活動は、ボランティア活動が初めての方でもご参加いただける内容になっています。
なお、参加には、市役所で事前登録が必要です。
【対象】市内在住の65歳以上の方で、介護保険要介護認定で、要支援、要介護の認定を受けていない方
【申込み】市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751へ。

